

令和 6 年度第 2 回伊勢崎市国民健康保険運営協議会 回答書とりまとめ

報告事項（１）～（５）について

御意見・御質問なし 14 人

御意見・御質問あり 6 人から 9 件

【御意見等①】

（１）令和 5 年度国民健康保険事業の実施状況について

滞納対策として実施していた短期保険証や資格者証にかわる対策はどんなことがありますか。

事務局回答

令和 6 年12月 2 日以降、保険証の新規発行終了に伴い、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行も終了します。短期被保険者証及び被保険者資格証明書は、滞納者との接触の機会を確保するために交付していました。従来の保険証の廃止後もこうした機会を確保するため、滞納者への定期的な納付勧奨通知の発送、電話・訪問等による納付の催促、納付相談などを実施するほか、悪質な滞納者に対しては厳正な滞納処分を行うなど、さまざまな滞納対策に取り組んでいきます。

【御意見等②】

（２）従来の保険証の廃止について

家族が先日、マイナンバーカードの機械のトラブルで2度手間を経験しました。どこでも誰でも起こりうることだと思います。システムトラブル、機械のトラブル、今後の課題ですね。「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証を利用している方全員に交付されるのですか。また、いつ頃の交付になりますか。

事務局回答

制度開始初期ということもあり、システムや機械のトラブルが生じることもあるようですが、今後こうしたトラブルは徐々に解消されていくものと思われます。

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証を利用できる人全員に交付します。現在交付されている保険証の有効期限は原則として令和 7 年 7 月31日ですので、有効期限が切れる前の令和 7 年 7 月頃に「資格情報のお知らせ」を郵送する予定です。

【御意見等③】

(2) 従来の保険証の廃止について

保険証とマイナカードの併用、移行期間の設定はあるのか。

事務局回答

現在、現行の保険証とマイナ保険証のいずれも使うことができる状況です。現行の保険証は令和6年12月2日以降は廃止となり、新規発行ができなくなりますが、すでに交付済みの保険証は有効期限の日まで（最長1年間）は使用することができます。有効期限の日以後は、マイナ保険証を利用できる人はマイナ保険証をお使いいただくこととなりますが、利用できない人には保険証に代わる「資格確認書」を交付する予定です。医療機関等を受診する際は、資格確認書を提示することで保険証と同様に医療を受けることができます。

【御意見等④】

(2) 従来の保険証の廃止について

現在、マイナ保険証に登録している7371万人のうち、実際に保険証として使用している人はその内の約1割との統計が出ているようである。保険証として使用しない人の多くは、個人情報流出への不安とマイナナンバーカードを持ち歩く事への不安にあると思う。

- ・まず、伊勢崎市における保険証としての使用状況の統計があれば教えていただきたい。
- ・マイナ保険証に登録している人でも交付を希望すれば、「資格確認書」は交付されるのか。もし、マイナ保険証登録者が、「資格確認書」の交付を希望しても交付されないのであれば、10月末ごろから実施される予定である「マイナ保険証の登録解除手続き」を告知する必要があると思うが、その予定はあるのか。

事務局回答

伊勢崎市国民健康保険におけるマイナ保険証利用登録者は、令和6年7月末の集計時点で、被保険者数39,326人のうち23,527人（59.83%）となっています。同月のマイナ保険証利用実績（外来診療のうちマイナ保険証により資格確認を行ったものの割合）は20.49%で、全国平均（被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の全ての平均）の12.83%よりも高い状況です。

資格確認書はマイナ保険証を利用できない人に対して交付するものですが、マイナ保険証の利用登録をしている場合であっても、マイナナンバーカードを紛失した人・更新中の人や、医療機関を受診するのに第三者の介助が必要な要配慮者など保険者が必要と認めた場合は、申請により資格確認書を交付することができます。

マイナ保険証の利用登録の解除手続きについては、国が解除に係るシステムの整備（改修）を進めていますが、受付開始時期は未定です。準備が整い次第、市のホームページで周知します。

【御意見等⑤】

（２）従来の保険証の廃止について

マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針は、国が示したことでありますが、そもそもマイナンバーカードには、個人情報漏洩のリスク、セキュリティ体制への不信感、銀行口座との紐づけへの不安などがあります。そこへ健康保険証が一本化されることで、本人の健康状態に関する情報が追加されることになることから、保険証の一本化に対する国民の反発は続いています。また、全国保険医協会からは、「パブコメ 5 万 3 千人の声を受け止め、現行の健康保険証の存続を求める」や「マイナ保険証利用実績が低い施設に不当な圧力をかける個別的な働きかけの中止を求める」などの声もあがっております。このことから以下の点について、ご回答をお願いします。

- ・ 要介護高齢者や施設入所の方の医療機関の受診などでは、介護従事者が保険証を預かることもあります。このような時に、ご家族などから「個人情報の管理」などの観点から不安を持つ方もおられるかと思うのですが、このようなことは、想定しているのでしょうか。
- ・ 特別養護老人ホームなど福祉施設の利用者が医療機関を受診する際に必要となる暗証番号の管理については、どのように考えているのでしょうか。「利用者本人・家族と十分に話し合ったうえで、厳重に管理する」などの周知だけでは、福祉施設は困惑すると思います。また寝たきり高齢者もおられるので、顔認証を使用すればよいとも言いきれないと思います。
- ・ リスク管理の観点からは、重要なものは分散しておくことが通念であったと思います。にもかかわらず利便性だけを謳ってマイナンバーカードへの紐づけが進んでいますが、上記（２点）のようなこともあり、それらを想定したリスク管理について、どのように考えているのでしょうか。

現在、交付される保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」または、「資格情報のお知らせ」を送付するとのことですので、この「資格確認書」で、これまでと同様に受診することができる旨を、老若男女すべての方にわかりやすく通知していただくことを望みます。また、マイナ保険証のメリットばかりではなく、想定されるリスクについても説明することが必要だと思っておりますので、この点についての周知も望みます。

事務局回答

国のマイナンバーカードと健康保険証の一本化に関する検討会において、“施設等が入所者のマイナンバーカードを管理することに不安の声があること”や、“暗証番号の設定に困難を抱える人に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも暗証番号の取扱いについて検討すること”が指摘されています。

こうした指摘を受けて、国は、暗証番号の設定が不要で顔認証により本人確認を行うマイナンバーカード（顔認証マイナンバーカード）を導入し、本市でも令和5年12月から交付申請を受け付けています。顔認証が難しい場合は、医療機関等の受付職員がカードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、資格確認が可能とされています。また顔認証の精度向上に向けて、各カードリーダーメーカーにおいて必要な改善対応が図られているようです。

なお、従来の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っている場合でも、医療機関を受診するのに第三者の介助が必要な要配慮者などに対しては、申請により保険証の代わりとなる資格確認書を交付することができます。

マイナンバー制度は、個人の情報を1か所に集めて管理する仕組みではなく、健康保険の資格情報とマイナンバーの紐づけによりマイナンバーカード自体に資格や医療の情報が記録されることはありません。厳格な本人確認により、手続きを受け付ける職員だけが、その手続きに必要な情報に限ってアクセスすることが許されているため、他人のマイナンバー（またはマイナンバーカード）を使って個人情報を調べることはできません。

マイナ保険証やマイナンバー制度について正しく理解していただくため、正しい情報を提供し、被保険者の不安を解消することが必要と考えておりますので、市のホームページなどで周知することを検討します。

【御意見等⑥】

（３）保険証の返還に係る罰則規定の改正について

「又は同条第３項若しくは第４項の規定により」も削除ではありませんか。

事務局回答

資料に掲載した条例第７条の条文は、保険証の返還に応じない者に対して罰則の規定があることを示すために、該当する部分に下線を引いたものです。実際の改正内容は、以下のとおりとなります。

（改正前） 第７条 世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合において

ては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

(改正後) 第7条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

【御意見等⑦】

(4) 子ども・子育て支援納付金の徴収について

子ども・子育て支援金は子育て世帯を支える仕組みというが、その財源がなぜ国民健康保険税として追加されるのか合理的な説明と理解が不足しているのではないかと。また、なぜ消費税ではできないか疑問がある。(子育て世帯は消費税を多く支払っていると思われるため)

事務局回答

社会保険制度は社会連帯の理念を基盤として共に支え合う仕組みであり、子ども子育て支援金(以下、「支援金」という。)制度もこうした連帯の理念を基盤とするところから、国は支援金制度の運営に当たり保険料を徴収するものとしています。そのうえで、支援金に係る保険料を国民健康保険料(税)などの医療保険料と併せて医療保険者が徴収するとした理由について、医療保険制度の対象者が幅広いこと、現行制度においても後期高齢者支援金などの世代を超えた支え合いの仕組みがあること、急速な少子化や人口減少に歯止めをかけることが医療保険制度の持続可能性を高めることなどを挙げています。さらに、財源確保のための消費税等の増税は行わず、歳出改革と賃上げによる効果により、国民に実質的な負担増を生じさせないことを目指す、としています。

なお、国は制度や施策の内容、意義、目指す姿を国民に分かりやすく伝えるとしており、先般、支援金制度に係る国のホームページが開設されるなど、今後国民への周知、説明が随時なされていくものと考えています。本市においても支援金制度の実施にあたり、被保険者の理解が得られるよう丁寧な周知、説明に努めていきます。

【御意見等⑧】

(4) 子ども・子育て支援納付金の徴収について

- ・課税額が政府試算として簡単に記載されているだけで、具体的な数値が分からないで決定される不安がある。
- ・支援金の内訳と予算があり支出金が決まるとすれば、具体的な試算として公表してほしい。

事務局回答

政府試算はあくまで参考資料として掲載したものであり、本市における課税額をこのとおり決めるものではありません。当運営協議会に諮問する際には、具体的な試算とともに税率案についてお諮りしたいと考えています。

【御意見等⑨】

(5) 県内市町村の国民健康保険税率等の統一について

市町村国保の統一は、国、県ともスケジュール化されているのか。

事務局回答

国民健康保険は、平成29年度までは市町村単位で運営していましたが、加入者が減少（加入率が低下）しており、小規模な市町村では財政運営が不安定になりやすいことから、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険を運営する制度改正が行われました。現在、各都道府県で国民健康保険の財政の安定化と事業の広域化・効率化に向けた取組を進めています。

国は、都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険税となるよう保険税率を統一することが、被保険者間の公平性の観点から望ましいとしており、各都道府県において遅くとも令和18年度に統一することを目標としています。群馬県では、令和15年度に県内全市町村で保険税率を統一することを目指して協議を行っています。

その他（自由記載）

御意見・御質問あり 1人から1件

【御意見】

国民健康保険の安心・安全で、安定的な運営を望みます。

事務局回答

群馬県とも連携しながら、国民健康保険制度の安定的な運営に努めていきます。